

令和6年 第17回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 議案等審議結果	4
○ 会議の顛末	5～15

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和6年10月30日（水） 午後4時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第25号	（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に対する意見提出手続きの実施について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 治 部 陽 介
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌織

委 員 倉 見 昇一

委 員 金 子 愛

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長
教 育 推 進 部 理 事
(教育保育・インクルーシブ推進担当)

中西 哲
下内 卓夫

教 育 推 進 部 副 部 長
教 育 総 務 課 長
教 育 政 策 課 長

岩脇 茂樹
田中 秀弥
富本 幸二郎

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査

石黒 未央

○ 議案等審議結果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 結 果
議 案 第 2 5 号	(仮称)川西市立学校のあり方基本方針 (案)に対する意見提出手続きの実施に ついて	6. 1 0 . 3 0	6. 1 0 . 3 0	可 決

○会議の顚末

[開会 午後4時00分]

- | | |
|----------------|---|
| 石田教育長 | ただ今より、令和6年第17回川西市教育委員会臨時会を開会いたします。
まず初めに、本日の出席者を報告いたします。本日は全員出席でございます。
倉見委員におかれましてはオンラインでの出席でございます。
倉見委員、入室確認をお願いいたします。 |
| 倉見委員 | はい。入室しております。よろしくお願いいたします。 |
| 石田教育長 | はい。映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での映像および音声の送受信が適正に行われることを確認できました。
なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。 |
| 教育総務課長
(田中) | 本日の事務局職員の出席についてご報告申し上げます。
本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 石田教育長 | 次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。
これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、金子委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。
では、次に、日程第2「議案第25号（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に対する意見提出手続きの実施について」であります。
まず、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 教育政策課長
(富本) | それでは、議案第25号（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に対する意見提出手続きの実施についてご説明申し上げます。
議案書の3ページをご覧ください。
本案は、（仮称）川西市立学校のあり方基本方針を策定するにあたり、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第9条の規定に基づき、意見提出手続きを実施することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものであります。 |

次に、4ページをご覧ください。（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）への意見提出手続きについてご説明申し上げます。

本方針（案）は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例に基づいて、市民の皆さまなどからご意見を募集するいわゆるパブリックコメントを実施いたします。

意見の募集期間は令和6年11月18日から令和6年12月17日までとし、方針（案）の公表方法につきましては、市のホームページに掲載するほか、市役所や公民館などでも閲覧、貸し出し等を行うこととしております。

意見の提出方法につきましては、意見提出フォームやメール、郵便などで受け付けをいたします。

また、頂きました意見については市の検討結果とともに公表する形となります。

それでは、基本方針（案）についてご説明を申し上げます。

本方針（案）は、本年5月に川西市立学校のあり方審議会に諮問を行い、7回の審議会において議論をいただき、10月29日に答申を受けたものでございます。

それでは、基本方針（案）の1ページをご覧ください。

まず、第1章についてです。第1章は、「はじめに」という形で、策定にあたっての基本的な考え方や川西市の目指す教育についての記載としています。

1「基本方針策定にあたって」の項目では、近年の学校を取り巻く状況として、人口減少や少子化によって学校の小規模化が見込まれる状況の中で、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するために、特に学校規模に焦点を当てて川西市立学校のあり方基本方針を策定する旨の記載としております。

次に、2「川西市のめざす教育」では、令和5年度に策定した教育大綱の内容を示し、川西市の目指す教育をお示ししております。

次に、第2章に関しては、児童生徒数の推移や学校施設の現状など、川西市の学校を取り巻く現状の記載としております。

小学校の児童数や中学校の生徒数の推移、それから川西市の将来人口推計、学校施設のハード面での状況などを記載してございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、第3章の1の部分でございます。

ここでは、学校規模に関する基準として（1）望ましい学校規模をお示ししております。

この第3章に関しては、特に多くの時間をかけて審議会のほうでご議論

をいただきました。

まず、望ましい学校規模は、小学校、各学年2～3学級、中学校、各学年4～6学級としております。そして、望ましい学校規模となった場合の学校の良さについて、ア～キという形で記載をしております。

望ましい学校規模があれば、児童生徒たちにここに記載しておりますような教育環境を整えることができるというふうに考えております。

次に、(2) 学級規模では、望ましい学級規模として、小学校では1学級35人、中学校では40人が上限という国の基準に準拠する形としてございます。

審議会の中では、1学級20人～30人程度というのが学級運営がやりやすいというようなご意見もありましたが、一方で、国基準を上回って運用するということは、教員の採用やその人件費も市単独で確保していく必要が生じるということなど、持続可能性の面で難しいという議論もあり、国の基準に準拠するという事としております。

次に、(3) 通学距離・通学時間も同様に国の基準に準拠をしておりますが、川西市においては、高低差や学年などを考慮すると、通学が子どもの負担にならないよう配慮をするものも併せて記載してございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、第3章の2の「望ましい学校規模に向けた基準および方策」でございます。

(1) の「検討する基準」として、今後の教育環境について検討していく基準をお示しをしております。

まず、ア、小規模校については、継続して学年が単学級となった場合を基準として、そのような状況となった場合は、教育委員会が地域や保護者の方と情報共有の場を持ち、課題点を共有していきたいと考えております。その上で、より良い教育環境を目指して、統合も含めて話し合いを進めていきたいと考えております。

一方で、イの大規模校に関しては、今後児童生徒数が減少し、望ましい学校規模に近づいていくことが予想されますので、校区の変更などの方策については実施をせず、学校運営をしっかりと注視してまいります。その上で、大規模校である、そういったことの支障が生じないように、各学校が状況に応じた取り組み、工夫を行うこととしております。

続きまして、(2) 「望ましい学校規模を実現するための方策」としまして、「校区の変更」と「学校の統合」としてしております。それぞれ望ましい規模になると想定できる場合、検討をしていくことといたします。

(3) 「特色のある教育」では、小中一貫教育とインクルーシブ教育について記載をしております。

望ましい学校規模を実現する方策を検討する際に、併せて検討する教育として取り上げております。

続きまして、（４）「望ましい学校規模に向けた留意事項」では、施設の集約化や、地域の中での学校の機能についての考え方など、望ましい学校規模を実現するための方策を実施する際に留意すべきことを記載をしてございます。

最後に、第４章では、当該基本方針の見直しについて、教育大綱の見直しと同様に、併せまして８年間をめぐりに見直す旨の記載をしてございます。

なお、前回の定例会の際に委員のほうからご依頼のありました、市立学校児童生徒数および学級数については、教育要覧の抜粋として、参考資料という形で資料のほうを添付しております。基本方針に添付する資料ではございませんが、今回の臨時会の参考資料という形でご理解いただければと思います。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

答申については、昨日私のほうで受け取ってから、そのデータを各教育委員のほうに送らせていただきました。

熟読していただいた上で、今、概略を担当課長のほうから説明があったことと思います。

また、答申が出されるまでに、教育委員会の定例会で進捗状況の報告でありますとか、出された資料の共有でありますとか、そういうところについて説明を受け、また教育委員協議会で協議を積み重ねてきたところです。

それを踏まえて最終的に答申をいただいたわけですが、これについて質疑やご意見等がありましたらよろしくお願いします。

倉見委員

よろしいでしょうか。

石田教育長

それでは倉見委員、お願いします。

倉見委員

まず、このようにまとめていただいた審議会の委員の方に感謝を申しあげたいと思います。

それで、私から第３章の学校規模等に関する基本方針のところについて、幾つか質問させていただきたいと思うのですが、まずは４ページですが、

望ましい学級規模というのが小学校で各学年2～3学級、中学校で各学年4～6学級と示されています。参考資料として（教育要覧抜粋）も一緒に配布していただいているところではありますが、これらの望ましい規模になっていない学校の状況を、いま一度確認も含めてご説明していただけますとありがたいと思います。

また、これは6ページになりますけども、2の（1）に「検討の基準」というのがございますが、これに該当する学校が実際にどのくらいあるのかということについてもお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

石田教育長

2点質問を出されています。担当課長よろしくお願いします。

教育政策課長
（富本）

1点目の望ましい学校規模から外れている学校のほうから説明させていただきます。

お配りをさせていただいております参考資料をご覧ください。

令和6年度の各学校の学級数などをまとめた教育要覧の抜粋の資料となっております。

まず、望ましい学校規模ではないところでございます。

小学校でいきますと、各学年2クラス～3クラスというのを満たしていない学校ということになります。

まず小規模校としましては、清和台小学校、それから清和台南小学校が、6学年中5学年が1クラスという状況になっております。

逆に、大規模では、明峰小学校が全学年4クラス、けやき坂小学校が2学年で4クラスがあるという状況です。

中学校でいきますと、各学年4クラス～6クラスの基準から外れているところということになります。

小規模でいきますと、明峰中学校が2学年3クラスになっていて、緑台中学校は全学年3クラスになっています。

大規模のほうで望ましい学校規模から外れているのが、東谷中学校が全学年7クラスあるということで、学校の望ましい規模ではないところというのは今申しあげたような状況となっております。

ご質問の2点目の基準のほうで該当するというところで、教育委員会が地域や保護者との情報共有の場を持つというところの対象となる学校としましては、複数の学年で単学級となっている学校の清和台小学校と清和台南小学校があるという状況でございます。

以上でございます。

石田教育長	説明は終わりました。倉見委員、よろしいですか。
倉見委員	はい。ありがとうございます。 今ご回答いただきましたが、6 ページの 2 の（１）の「検討の基準」の、「ア 小規模校について」の所の 3 行目の「今後、継続して学年が単学級となった場合は、教育委員会が地域や保護者との情報共有の場を持ちます。」という記述がありますが、具体的にどういう状況を、継続してというところになるかと思いますが、審議会ではどのようなことを想定してこの記述になったのかということにつきまして、ご説明いただければと思います。
石田教育長	審議会の状況についてということで、説明をお願いします。
教育推進部長 （中西）	検討の基準につきましては、審議会でもいろいろと意見がございました。具体的には、単学級が出たら望ましい学校規模を目指すための話し合いを持つべきとの意見、また、話し合いの場においては、単学級が出たら機械的にすぐ統合ということではなくて、地域と先を見据えた丁寧な話し合いが必要との意見もございました。 一方で、統合までに時間がかかるために、状況を見守り過ぎるのも子どもたちの環境としてはよくないとの意見もございました。 こういった議論を総括しまして、「継続して学年が単学級となった場合」との文言で合意されているところでございます。 単学級の発生に継続性が見られることが判断基準となることが、審議会においても共通認識されていると考えております。 また、継続性が長期になり過ぎることもよくないとの意見もございましたので、教育委員会事務局としましては、新入生が 2 年続けて単学級となった場合が一つの基準となると考えております。 以上でございます。
石田教育長	新 1 年生が、年度を連続して発生したら、地域の方とそういう状況を説明するということですけども、倉見委員、よろしいでしょうか。
倉見委員	はい。2 年連続ということで単学級となった場合には、まず保護者や地域と話し合うということというように理解しました。 もう一つ申しあげてもよろしいでしょうか。

石田教育長	はい。お願いします。
倉見委員	同じ6 ページの部分なんですけど、なお書きがその下にありまして、「なお、継続して学年が単学級となっていない小規模校においても、各学校は学校行事や指導方法を工夫するなど、より良い教育環境となるように努めます。」と、こういう記述がございますが、これはどういう意図でここにこのような文章を挿入されているのでしょうか。 よろしくお願いします。
教育推進部 理事（下内）	例えば、小学校であれば、単学級は発生しているんですが、継続しては発生していない状況であったりだとか、あるいは、中学校では、単学級は発生していないが、3 クラス以下となっている状況の学校も考えられるような状況があったとします。 そのような望ましい学校規模を下回っている学校において、検討基準の学校ではないために何も対策や工夫をしないということではなく、各学校の状況に応じて、より良い教育環境となるように努力をしていく、そのような必要があるというふうに考えているため、このような記載をさせていただいているところでございます。
石田教育長	教育課程の編成の工夫であるとか、行事とこの進行、それから学級担任制、そういったところで工夫などをしていきながら見ていくというような意味合いからというふうに思いますが、倉見委員、よろしいですか。
倉見委員	ありがとうございます。 それで、もう一点だけよろしいでしょうか。申し訳ありません。
石田教育長	はい、どうぞ。
倉見委員	同じ6 ページなんですけど、（2）の「望ましい学校規模を実現するための方策」というところに、「ア 校区の変更」というのが挙げられていますが、現時点で校区の変更が具体的に想定されるような地域というのはあるのでしょうか。
教育政策課長 （富本）	校区の変更の部分でございますけども、現時点で具体的に想定されるというような地域はございません。 ここは一般論として、例えば隣接する2つの校区が、片一方は大規模校

となっていて、片一方は小規模校となっているといった状況が生じているような場合は、校区の線引きを見直すことで両校を望ましい学校規模にできるという、そういう一般的な考え方を記載している部分でございます。以上でございます。

石田教育長 手法としては考えられる手段ではあるけれども、特に川西市は校区等、コミュニティや自治会等の関係も非常に深いということで、今のところ、そういうふうに想定しているという地域はないということでよろしいですかね。

倉見委員、よろしいですか。

倉見委員 はい。ありがとうございました。私からは以上です。

佐々木委員 同じ6ページで続きのところですが、(1)検討基準の、「イ 大規模校について」の部分が、もう少し具体的に説明していただきたいなと思いました。お願いします。

石田教育長 大規模校についてということです。説明をお願いします。

教育政策課長 (富本) ここの「大規模校について」に関しましては、今後児童生徒数は減少傾向というふうに見込まれるため、大規模校に関しては徐々に望ましい学校規模のほうに近づいてくるというふうに考えられますので、校区の変更であるとか、学校を再編といったようなことを具体的に実施をしていくということはしないということになります。

ただ、小規模校と同様に、大規模校に対して学校運営上のいろいろな工夫であるとか手だてを何もしないということではなくて、学校の運営の状況を注視をしまして、大規模校であることによる支障というのが生じないように、各学校の状況に応じてさまざまな取り組みを行っていくというふうにしていく必要があると、取り組みを行っていくということをここでは示させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

石田教育長 よろしいでしょうか。

佐々木委員 もう一点、いいですか。

今度は、戻りまして1ページの一番最初の初めの部分で、第1章「はじ

めに」で、「1 川西市立学校のあり方基本方針施策にあたって」の段落の終わりのあたり、「子どもの学びの場としての学校の機能を第一に考えて検討を進めていきます。」という記載があります。

これに対して、8 ページでは、「(4) 望ましい学校規模に向けた留意事項」のところでの「エ 地域の中での学校の機能について」の段落の中で、「学校が果たしている機能について地域住民とともに整理していきます。」と、ここでは記載されています。

1 ページ目で学びの場を第一に考えながらというふうに書かれていることと、8 ページ目で地域で学校が果たしている機能については地域住民と整理していくというところの関係について、どのようなイメージになるのかを教えてください。

教育政策課長
(富本)

学校が持つ機能という部分の考え方でございます。

これについては審議会の中でもアドバイスをいただいた部分でございます。

教育上、学校というのは子どもの学びの場であるということになりますけれども、一方で、地域から見た時に、学校というのは土曜日なり日曜日なりに地域の方が集まられて、いろんな運動をしたりとか、時にはお祭りをしたりとか、災害が起こった時には避難所になったりなど、地域にとっては学校というのは子どもの学びの場以外にいろんな機能があるので、そういった部分で、地域の方とどうしていこうかというお話をする時に、学校にはいろんな機能があるんだということを、まず考えを整理をして、教育委員会としては子どもの学びの場ということを議論をし、それを一番に考えて整理していく必要があると考えています。仮に、統合をするというふうになった時に、子どもの学びの場、環境としては別の場所に移ることにはなるけれども、施設としての学校という建物、それから場所というのは残りますので、その施設をどのように有効活用をしていくのかというのは、それぞれの地域がありたい姿であるとか、目指すまちづくりといったようなことと、何が必要なのかというのは、地域の方のそれぞれの意見をしっかり聞きながら整理をして、有効活用についても丁寧に話し合いをしていく必要があるという、そういうご意見をいただきましたので、そういう整理として書かせていただいているということでございます。

以上です。

石田教育長

基本的に機能を整理しつつも、子どもの学びの場を第一に考えていくということです。よろしいですか。

佐々木委員	はい。ありがとうございました。
石田教育長	他にありますでしょうか。 治部委員どうぞ。
治部委員	基本方針を読んだ意見を言わせていただきます。 これからの時代は、人口減少と少子化に対応しつつ、一定数以上の児童生徒を確保しながら、社会性育成機能を保証していく必要があると感じます。 そのような状況の中で、子どもたちや保護者、地域の方などの理解を得るためにも、このような方針を策定し、市教委としての考え方を明確にしていく必要があると思いました。 以上です。
石田教育長	ご意見ということで承っておきます。 金子委員、何かありますか。
金子委員	同じく意見を言わせていただきます。 基本方針にも記載がありますが、地域にとって学校はさまざまな役割を果たしています。何のために学校のあり方を検討していくのか、川西市全体の教育のために検討しているんだということを地域や保護者に理解していただけるように丁寧に説明をしていく必要があると思いました。 以上です。
石田教育長	これも意見ということで承っておきます。 他に何かありますでしょうか。よろしいですか。 先ほどもお話ししましたように、これまでの経過も踏まえて論議してきたところですが、その間に、答申を見ての質問や意見があったというふうに思っています。 先ほど担当課長からも説明がありましたように、これを今からパブリックコメントという形で、意見をいただきながら最終的なものにしていくということで、その時に、また必要な時に協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。 よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第25号について、これを可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって議案第25号は可決されました。

それでは、以上で本日の議事は全て終了しました。

これを持ちまして令和6年第17回川西市教育委員会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

[閉会 午後4時34分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和6年11月21日

署名委員

治部

陽介

金子

愛